

「避難が容易な構造」のイメージ

一戸建ての住宅を寄宿舎に転用する場合を想定した例

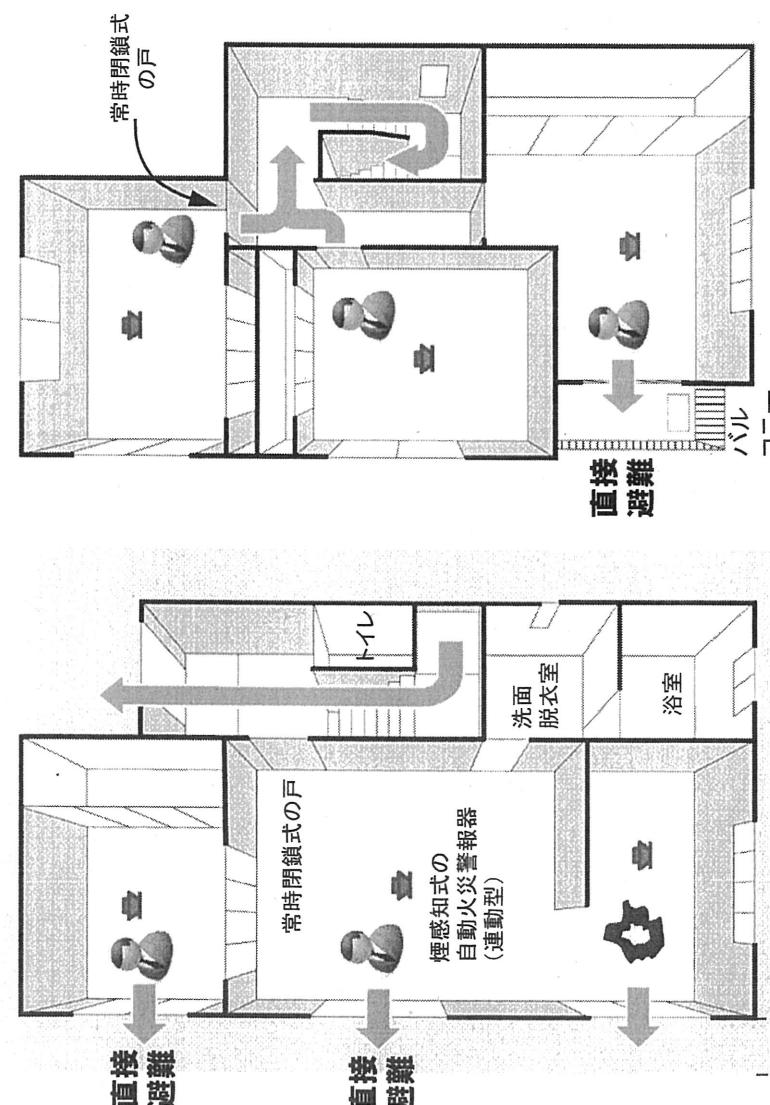
1階

2階

マンションの1住戸を寄宿舎に転用する場合を想定した例

X階

共用廊下 防火設備 他の区画

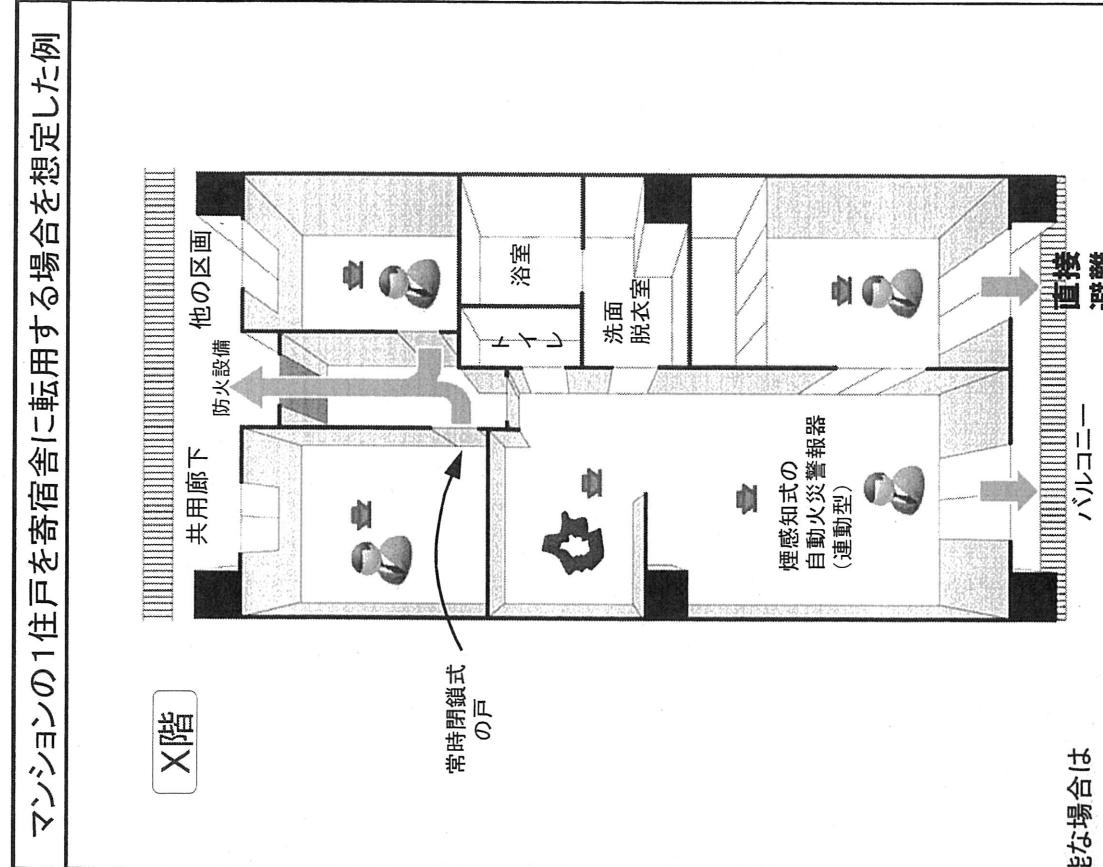


50cm以上



居室から直接屋外等に避難する場合

※すべての居室から直接屋外等に避難可能な場合は
常時閉鎖式の戸は不要



※各居室及び通路の内装を不燃化した場合は16m
※各居室から直接屋外等に避難する場合は16m

ナテライト型住居の利用者数等

「ナテライト型住居」とは、グループホームの新たな支援形態として、本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所、つまり単身生活のできる民間アパート等の一室を利用し、グループホームの世話を人が巡回支援することによって生活を支えるもの。(平成26年度創設)

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等	事業所数
ナテライト	302	9	191	102	0	0	213
割合	100.0%	3.0%	63.2%	33.8%	0.0%	0.0%	—
GH全体	96,012	6,764	64,725	24,483	18	22	6,637
割合	100.0%	7.0%	67.4%	25.5%	0.0%	0.0%	—

-144-

	総数	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
ナテライト	302	81	45	98	51	22	4	1
割合	100.0%	26.8%	14.9%	32.5%	16.9%	7.3%	1.3%	0.3%
GH全体	96,012	20,241	3,964	20,949	22,003	14,708	8,318	5,829
割合	100.0%	21.1%	4.1%	21.8%	22.9%	15.3%	8.7%	6.1%

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
ナテライト	302	0	11	65	83	69	51	16	7
割合	100.0%	0.0%	3.6%	21.5%	27.5%	22.8%	16.9%	5.3%	2.3%
GH全体	96,012	122	1,512	13,214	18,038	23,164	19,497	9,820	10,645
割合	100.0%	0.1%	1.6%	13.8%	18.8%	24.1%	20.3%	10.2%	11.1%

出典：「ナテライト」は障害福祉課調べ(平成27年4月1日現在)、「GH全体」は平成27年3月国保連データ

宿泊型自立訓練の利用状況について

宿泊型自立訓練の利用実態を把握するため、平成27年7月1日現在の事業所情報と平成27年1月から6月までに退所した者の利用者の状況を調査。

○法人格別 対象とする主たる障害種別事業所数 (事業所)		○事業所の法人格別定員、利用者数 (人)		○主たる障害種別退所者数 (人)	
	総数	精神障害	知的障害	精神障害	知的障害
社会福祉法人	115 100.0%	45 39.1%	48 41.7%	22 19.1%	115 45.3%
医療法人	113 100.0%	94 83.2%	0 0.0%	19 16.8%	113 44.5%
その他	26 100.0%	17 65.4%	3 11.5%	6 23.1%	26 10.2%
合計	254 100.0%	156 61.4%	51 20.1%	47 18.5%	254 100.0%

※退所者数はH27.1.1～6.30までに退所した者数。以下同じ

○入所前及び退所後の生活の場別退所者数 (人)	民間看護住宅	当該宿泊自立		
		宿泊不 ^可	宿泊可 ^能	宿泊不 ^可 ・可 ^能 未定
1	1	1	0	0

社会福祉法人		公営住宅等で…	や 人暮らし	家族同居	障害者 グループホーム	障害者支援施設	精神科病院	介護保険施設	立候補型 自立訓練事業	以外の宿泊型 自立訓練事業	その他
総数	割合										
社会福祉法人	617	32	230	37	56	147	1	1	3	111	
割合	100.0%	5.2%	37.3%	6.0%	9.1%	23.8%	0.2%	0.5%	18.0%	68	
医療法人	577	17	58	18	27	389	0	0	0	11.8%	
割合	100.0%	2.9%	10.1%	3.1%	4.7%	67.4%	0.0%	0.0%	0.0%	6	
入所前の 生活の場	122	8	27	1	0	76	0	4			
割合	100.0%	6.6%	22.1%	0.8%	0.0%	62.3%	0.0%	3.3%	4.9%		
合計	1,316	57	315	56	83	612	1	7		185	
割合	100.0%	4.3%	23.9%	4.3%	6.3%	46.5%	0.1%	0.5%		14.1%	
社会福祉法人	617	108	122	321	8	31	1			18	
割合	100.0%	17.5%	19.8%	52.0%	1.3%	5.0%	1.3%	0.2%		2.9%	
医療法人	577	128	62	186	10	137	13	2		39	
割合	100.0%	22.2%	10.7%	32.2%	1.7%	23.7%	2.3%	0.3%		6.8%	
入所後の 生活の場	122	38	16	28	4	29	2	0		5	
割合	100.0%	31.1%	13.1%	23.0%	3.3%	23.8%	1.6%	0.0%		4.1%	
合計	1,316	274	200	535	22	197	23	3		62	
割合	100.0%	20.8%	15.2%	40.7%	1.7%	15.0%	1.7%	0.2%		4.7%	

總進利期間及(利期間別退所者數)(人)

標準利用期間		入所から退所までの利用期間						これまで当該事業所を利用した回数別退所割合			
総数	2年以下 3年以下	3年超 3年超	総数	2年以下 3年以下	2年超~ 3年超	3年超	総数	1回	2回	3回以上	
社会福祉法人	617	482	135	0	617	378	192	47	577	533	31
医療法人	100.0%	78.1%	21.9%	0.0%	100.0%	61.3%	31.1%	7.6%	100.0%	92.4%	5.4%
その他	577	392	185	0	577	334	233	10	122	121	1
合計	100.0%	67.9%	32.1%	0.0%	100.0%	57.9%	40.4%	1.7%	100.0%	99.2%	0.8%
社会福祉法人	122	92	29	1	122	95	26	1	1316	1251	51
医療法人	100.0%	75.4%	23.8%	0.8%	100.0%	77.9%	21.3%	0.8%	100.0%	95.1%	3.9%
その他	1.316	966	349	1	1.316	807	451	58			
合計	100.0%	73.4%	26.5%	0.1%	100.0%	61.2%	24.3%	4.4%			

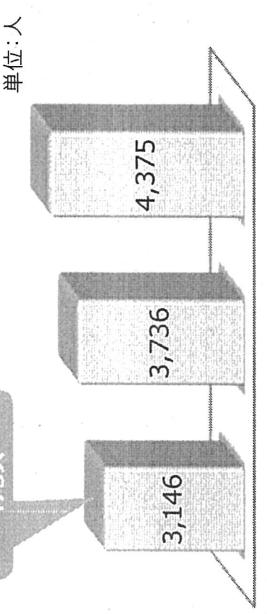
関連資料5

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

◆ 第4期障害福祉計画における見込量

地域移行支援

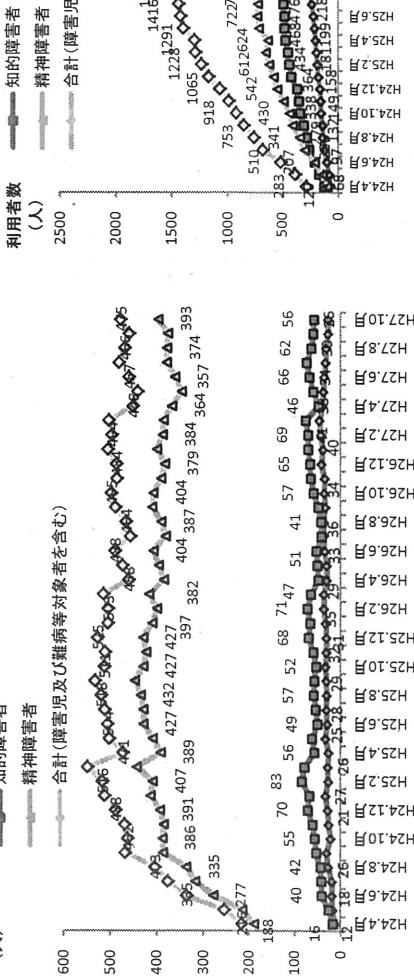
地域定着支援



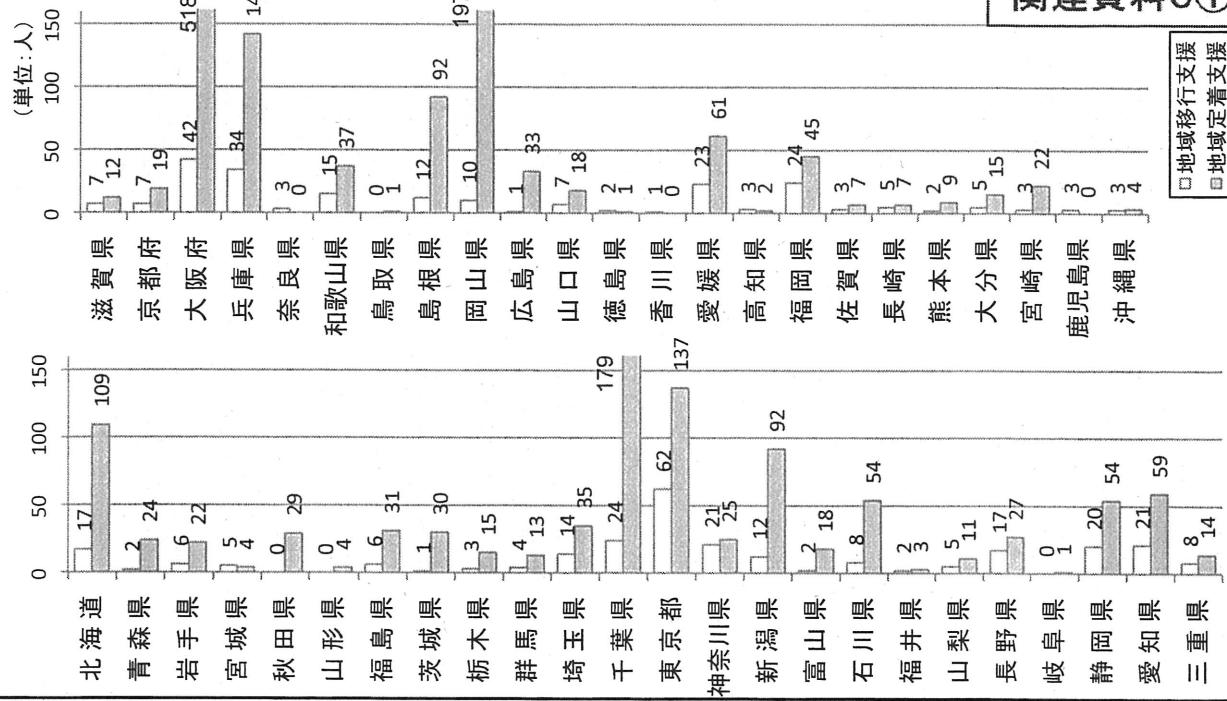
◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4～H27.10)

地域移行支援

地域定着支援



◆ 都道府県別利用者数実績等 (H27.10)



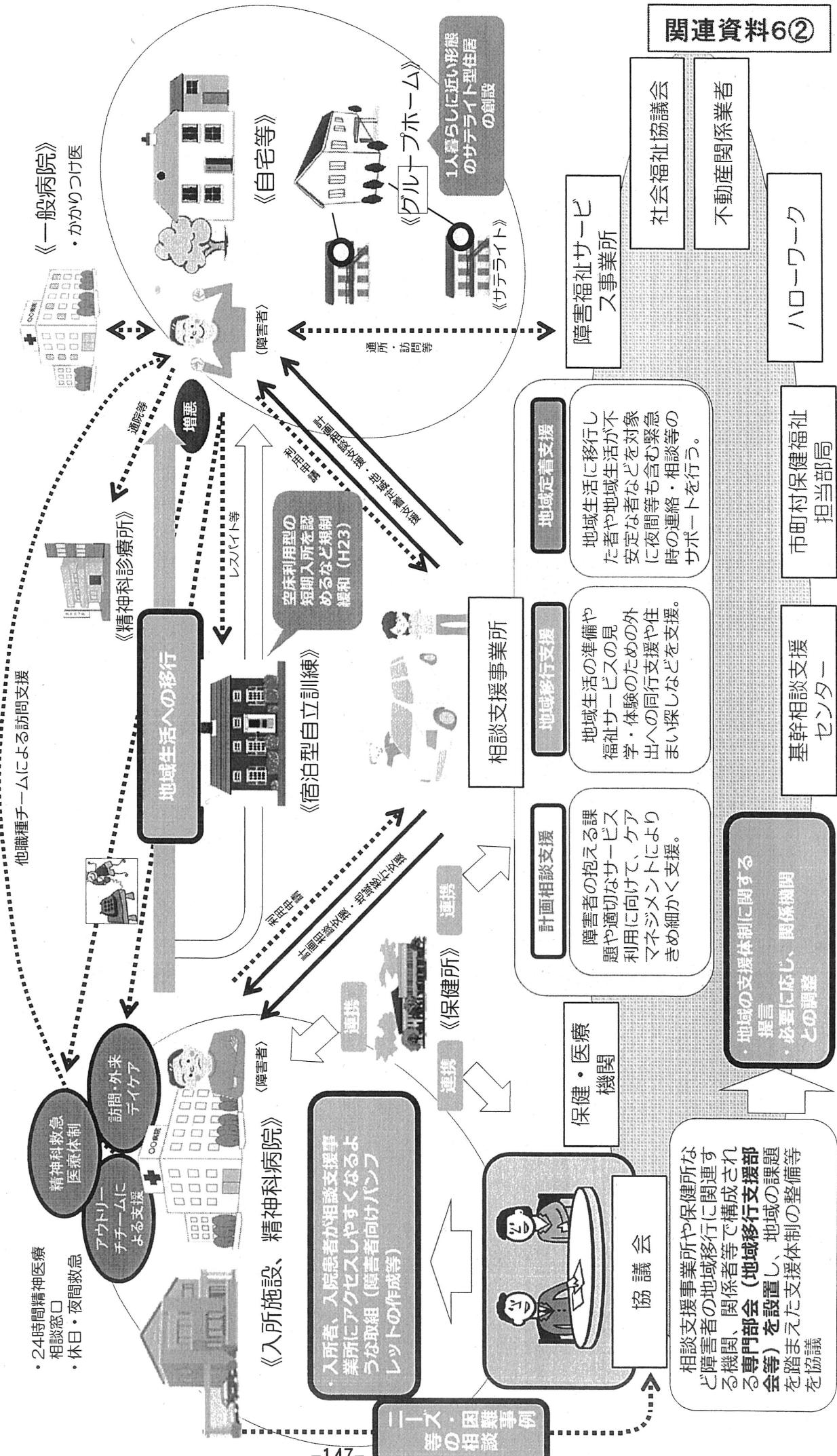
地域定着支援

地域移行支援

地域定着支援

・地域生活を支える体制整備の着実な推進
障害者の地域移行・地域生活を支える体制整備の着実な推進

地域生活



12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

① 障害者虐待事例への対応状況等

平成27年12月22日に公表した、「平成26年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」では、昨年度と比較して相談・通報件数は全体的に減少している。一方、当該施設の従事者や設置者・管理者による相談・通報件数は昨年度比で24%増加しており、これはサービス事業者等において障害者虐待防止法への理解が深まり、通報義務が徹底されつつあるものと考えられる。

また、虐待判断件数は、養護者による虐待は1,666件と昨年度より98件減少し、障害者福祉施設従事者等によるものは311件で昨年度より48件増加している。これは各自治体の事実確認調査が行われた結果によるものであるが、特に施設従事者の通報義務が徹底されつつあり、各自治体におかれては、事実認定調査の強化に取り組まれたい。加えて、障害福祉サービス事業者等に対する障害者虐待防止に向けた普及・啓発に努められたい。【関連資料1】

なお、来年度の上記調査にあたっては、高齢者虐待に関する調査内容等を勘案し、個別事案毎に調査項目を入力する様式の導入や、個別の事案の深刻度に関する調査項目の新設などを検討しており、詳細については追ってお知らせすることとしているので、予めご承知おき願いたい。

② 通報義務及び通報者に対する不利益取扱いの禁止の徹底について

本年度、虐待通報した職員に対して損害賠償請求が行われる事案が発生している。仮に、適切に通報した者に対して通報したこと理由に損害賠償請求を行うとすれば、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものである。

都道府県においては、施設管理者等に対して通報義務及び通報者に対する不利益取扱いの禁止の徹底を図るため、適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等への不利益な取扱いがなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について様々な機会を活用して周知を図るとともに、施設・事業所管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。

③ 障害者虐待防止マニュアルの見直しについて

厚生労働省では、今年度中に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」及び「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改正を検討しているが、現在予定している主な改正事項は以下のとおりである。詳細については追ってお知らせすることとしているが、今回の改正事項を留意の上、引き続き障害者の虐待防止に努められたい。

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」の主な改正事項（案）

- 学校、保育所等、医療機関における間接的虐待防止措置の責務規定の周知徹底を追記。
- 市町村障害者虐待防止センターが行う広報・啓発において、障害者や家族等に対する障害者虐待防止法の理解のための研修を実施することや、こうした研修等において知的障害者等にわかりやすいパンフレット（平成27年度障害者総合福祉推進事業にて開発）を活用すること、女性の障害者に対する性的虐待の防止に向けた必要な情報を研修内容に取り入れることなどを追記。
- 緊急性が高いと判断できる状況に、「性的虐待等、繰り返しの被害が予測される」場合を追記。また、緊急性のある虐待を受けたとされる障害者の安全確認を現場にて目視で行うことや、複数人で対応することなどを追記。
- 可能な限り同性介助ができる体制を整えることを周知徹底し、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障害者に対する配慮を行うことを追記。
- 通報した職員に対して施設側が損害賠償請求を行う事案が起きていることに鑑み、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に損害賠償請求を行うことは、通報義務を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないことを追記。
- 調査の際の留意事項に、虚偽答弁の禁止に関する説明や、元職員からの聞き取り調査の検討に関するなどを追記。
- 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について、一律に身体拘束と判断することは適當ではない旨を追記。（ただし、身体拘束に該当する場合もあるため、一律に身体拘束ではないと判断することも適當でない旨を併せて追記。）

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の主な改正事項（案）

- 職員のメンタルヘルスのための研修に、怒りの感情への対処法（アンガーコントロール）の研修を追記。
- 利用者や家族等を対象にした研修を追記。
- 女性障害者が性的虐待に遭いやすい実態を踏まえ、可能な限り女性障害者に対する同性介助が行える体制を整えることを周知徹底する旨を追記。
- 通報した職員に対して施設側が損害賠償請求を行う事案が起きていることに鑑み、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に損害賠償請求を行うことは、通報義務を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わない旨を追記。
- 市町村・都道府県による事実確認への協力に、虚偽答弁の禁止の規定を追記。
- 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について、一律に身体拘束と判断することは適當ではない旨を追記。（ただし、身体拘束に該当する場合もあるため、一律に身体拘束ではないと判断することも適當でない旨を併せて追記。）

（2）障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進について

障害者の意思決定支援は障害福祉サービスの提供において当然考慮されるものであり、また成年後見制度は障害福祉サービスの利用の観点から有用であり、いずれも重要な取組である。先般とりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書（平成27年12月14日）では、「障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応が実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、主に以下の取組を進めるべきである」旨の指摘がなされたところである。

- ① 意思決定支援のガイドラインを作成し、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムにも位置づけるべきである。
- ② 「親亡き後」への備えも含め、障害者の親族等を対象とし、成年後見

制度利用の理解促進（例えば、支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関する情報等の記録の活用）や、適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修を実施すべきである。

こうした指摘を踏まえ、上記①については、平成28年度中に意思決定支援に関するガイドラインを作成し、地方自治体を通じて周知を図るとともに、平成30年度を目途に相談支援専門員やサービス管理責任者の研修カリキュラムの改正を行い、意思決定支援に関する事項を盛り込むこととしている。

また、上記②については、地域生活支援事業実施要綱を一部改正し、平成28年度から現行の「成年後見制度普及啓発事業」において、「親亡き後」等への備えも含め、成年後見制度利用の理解促進のために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関する情報等の記録の活用を含めた研修等についても補助対象とすることとしており、本事業の活用についても検討されたい。

各都道府県においては、上記報告書の趣旨を十分理解いただくとともに、管内市町村や事業者等に対し、意思決定支援や成年後見制度の利用促進について周知徹底を図るようお願いする。

平成26年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

- 平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
- 平成26年4月1日～平成27年3月31日の1年間ににおける養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

養護者による 障害者虐待		障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待		使用者による障害者虐待	
				(参考)都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,458件 (4,635件)	1,746件 (1,860件)	664件 (628件)	虐待が 認められた 事業所数 (253事業所)	299事業所
市区町村等による 虐待判断件数	1,666件 (1,764件)	311件 (263件)			
被虐待者数	1,695人 (1,811人)	525人 (455人)		被虐待者数	483人 (393人)

【調査結果(全体像)】

- ・虐待判断件数については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに市区町村が虐待と判断した事例を集計したもの。
- ・カッコ内については、前回調査(平成25年4月1日から平成26年3月31日)のもの。
- ・都道府県労働局の対応については、平成27年8月27日大臣官房地方課企画室のデータを引用。